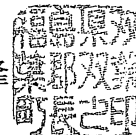


24双発第 397号  
平成24年10月5日

復興大臣 平野達男 様

福島県双葉郡双葉町  
双葉町長 井戸川 克 隆



### 双葉町の復興に関する質問について

このことについて、双葉町は原子力事故による避難指示以降、東日本大震災により被った住家被害並びに公共施設、道路等の損傷について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所が引き起こした人類史上有数の放射能汚染により、これらの修復や処理もままならない状況下に放置され続けていることは既にご承知のことと存じます。

つきましては、今後の復興への道筋を構築するためにも、本町の今後の姿について、国の中長期的展望とビジョンについて確認いたしたく下記の点についてご質問申し上げますので、誠意ある速やかなるご回答を求めます。

### 記

1. 国のビジョンとして、双葉町民は何年後に帰還完了と想定しているのか  
そのビジョンと根拠について
2. 国は居住環境としての空間放射線量が、原子力事故発生以前の水準に戻れる日をいつ頃と見越しているのか
3. 双葉町民の健康的な生活が、いつまでに取り戻せると想定しているのか  
国が計画する具体的な時期について
4. 国は双葉町民の帰還と中間貯蔵施設の共存を仮定もしくは想定しているのか。その場合の双葉町における社会経済構造と生活空間の成立の可否について、また外部からの風評被害をどのように考えているのか
5. 原子力発電所の核燃料取り出しも終了していない現状で、空間線量だけを判断基準として帰れる訳がない。どのように考えているのか

以上、平成24年10月22日までに本職あてご回答をお願いいたします。

平成24年10月26日

福島県双葉町長 井戸川 克隆 殿

復 興 庁

「双葉町の復興に関する質問について」に対する回答について

10月5日付でいただいた「双葉町の復興に関する質問について」につきまして、別添のとおり回答致します。

本件連絡先 復興庁 双葉町担当

参事官	木村 実
企画官	佐藤 弘之
参事官補佐	石川 悟
専門調査官	真鍋 聡

03-5545-7416

1 国のビジョンとして、双葉町民は何年後に帰還完了と想定しているのか そのビジョンと根拠について

【回答】

- 現在、避難を余儀なくされている方々がふるさとにお戻りいただくためには、現在も発出され続けております避難指示の解除をすることが前提であると考えております。
- この避難指示の解除に当たっては、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階を踏まえて、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえることとしております。
- 他方、避難をお願いする期間が長期に渡る可能性が高い区域にお住まいであった住民の皆さんが、将来の生活設計を検討する上でも、避難指示が解除される見込みの時期を示すことも重要であると認識しております。
- 当該見込み時期を示す際には、避難指示区域見直し後の区域ごとに、インフラ復旧、除染の進捗状況の見通し等を踏まえ、双葉町と福島県と国との間で十分な協議を行っていきたいと考えております。

○一日も早く、双葉町の住民の皆様がふるさとおへ戻りいただけるよう、双葉町、福島県とも十分に連携をし、取り組んでまいります。

2 国は居住環境としての空間放射線量が、原子力事故発生以前の水準に戻る日をいつ頃と見越しているのか

【回答】

- 国としては、平成 23 年 8 月の原子力安全委員会の助言に基づき、航空機モニタリングの測定データを用い、現在の空間線量率から将来の空間線量率の予測を行っております。
- 予測結果は、放射性核種の物理的減衰に加えて、雨や風などの影響にともなう減衰効果も加味したものとなっております。
- なお、その予測結果については、将来の空間線量率の予測マップとして、ホームページにおいて公表をしているところです。
- また、除染の効果について現時点の知見に基づき試算すると、平成 24 年 3 月末時点の年間積算線量が 50 ミリシーベルト、20 ミリシーベルトの宅地において、平成 26 年 3 月末に、それぞれの年間積算線量が平均的に概ね 17 ミリシーベルト、8 ミリシーベルトに減少すると考えていますが、除染の効果を含めたとしても、空間放射線量が原子力事故発生以前の水準となるには長期間を要すると考えられ、そ

の時期を明示することは難しいと考えております。

3 双葉町民の健康的な生活が、いつまでに取り戻せると想定しているのか 国が計画する具体的な時期について

【回答】

- 双葉町の方々の健康的な生活については、まずは、東京電力福島第一原子力発電所の安全確保を前提とした上で、健康管理や、除染などの対策を組み合わせることで図られるものと考えております。町民の生活上の様々な不安をできるだけ早く解消すべく、町ともご相談しながら、今後とも、取り組んでまいります。
  
- 原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所について、災害への応急措置後も特別の管理が必要な施設であるため、原子炉等規制法に基づき、特定原子力施設への指定、及び施設の安全管理について事業者に要求する「措置を講ずべき事項」について検討しているところであり、いずれにしても、原子炉等規制法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の安全規制に取り組むこととしております。
  
- 住民の方々の健康管理については、福島県民の皆様の中長期的な健康管理を可能とするため、国では、平成23年度第二次補正により、福島県が創設した「福島県民健康管

理基金」に 782 億円の交付金を拠出し全面的に県を支援しており、県は、この基金を活用して、全県民（約 202 万人）を対象とした県民健康管理調査や被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っております。

- 今後とも、同基金を支援していくとともに、放射線被ばくの低減や健康管理対策等を通じて、双葉町の方々の健康についての取組みを進めてまいります。



4 国は双葉町民の帰還と中間貯蔵施設の共存を仮定もしくは想定しているのか。その場合の双葉町における社会経済構造と生活空間の成立の可否について、また外部からの風評被害をどのように考えているのか

【回答】

- 双葉町、双葉郡を含め福島県全体の除染を進めるため、中間貯蔵施設の設置は必要不可欠であり、是非早期整備に御理解をいただきたいと考えております。
- 中間貯蔵施設については、町の復興計画との関係を踏まえ、町の復興に資するよう、地元の皆様とよく相談させていただきたいと考えております。
- また、中間貯蔵施設について、様々な機会を活用して丁寧に説明を行うとともに、必要な情報を広く積極的に発信し、風評被害の未然防止に努めていく所存です。
- なお、中間貯蔵施設の建設及び維持管理に当たっては、当該施設による環境影響・安全性評価等を行い、その結果に応じた適切な措置を行ってまいります。

5 原子力発電所の核燃料取り出しも終了していない現状で、空間線量だけを判断基準として帰れる訳がない。どのように考えているのか

【回答】

- 原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所について、災害への応急措置後も特別の管理が必要な施設であるため、原子炉等規制法に基づき、特定原子力施設への指定、及び施設の安全管理について事業者に要求する「措置を講ずべき事項」について検討しているところであり、いずれにしても、原子炉等規制法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の安全規制に取り組むこととしております。
- さらに、10月16日に開催された復興推進会議において、平野復興大臣から、東京電力福島第一原子力発電所周辺の土地利用計画及び復興計画の具体化に当たっては、廃炉に向けた措置が周辺の生活環境に与える影響についてリスク評価を行うことが必要である旨、発言したところであり、現在、関係省庁において、その具体化に向けて検討が進められているところです。
- なお、双葉町における空間線量については、現在、リアルタイム線量測定システム（モニタリングポスト）、走行

サーベイによる線量測定などを実施しており、文部科学省、被災者生活支援チームのホームページ等で結果を公表しているところですが、今後についても、平成25年度概算要求において、市町村や住民等のニーズを踏まえたきめ細かなモニタリングを実施するための経費を要求しているところであり、帰還に伴う住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

- 住民の方々の帰還については、市町村毎に放射線量に応じて、3つの区域に見直すことで、住民の一時帰宅や除染やインフラ復旧などの様々な取組を加速することが可能となります。
- その上で、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染を十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除することとしております。